

宿泊税の特別徴収事務について

令和7年8月18日時点

函館市

目次

1. 宿泊税について
2. 宿泊税の仕組み
3. 特別徴収義務者の登録等
4. 宿泊税の申告納入
5. 適正な申告納入のために
6. その他

1. 宿泊税について

(1) 宿泊税の目的と使途（函館市「宿泊税特別徴収事務の手引き」（以下「手引き」という。）P1）

① 宿泊税の目的

函館市が課す宿泊税は、観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月（予定）から導入する法定外目的税です。

② 宿泊税の使途

来函者の満足度向上や観光誘客の強化、観光消費額の増大などに資する観光振興施策に活用し、今後も本市が国内外の観光客から魅力的な旅行先として選ばれるよう、函館観光の価値を高める新たな取り組みを進めます。

(2) 宿泊税の徴収方法（手引きP1）

① 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、函館市内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の宿泊者ですが、函館市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、函館市へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

② 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方および住宅宿泊事業法の届出をした方です。

2. 宿泊税の仕組み

(1) 宿泊税の手続きの流れ（手引きP3）

① 宿泊施設の経営を開始する前に

- ・ 旅館業法の許可
- ・ 住宅宿泊事業法の届出



② 特別徴収義務者の登録申請

- ・ 経営を開始しようとする日の5日前までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出



③ 宿泊（契約）があったら

- ・ 宿泊者から宿泊税を徴収



④ 宿泊税を徴収したら

- ・ 申告納入期限までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に宿泊税納入申告書を提出
 - ・ 宿泊税納入書により金融機関窓口等で納入
- ※申告と納入は、必ず期限内に行ってください。

2. 宿泊税の仕組み

(2) 課税客体・納税義務者（手引きP3）

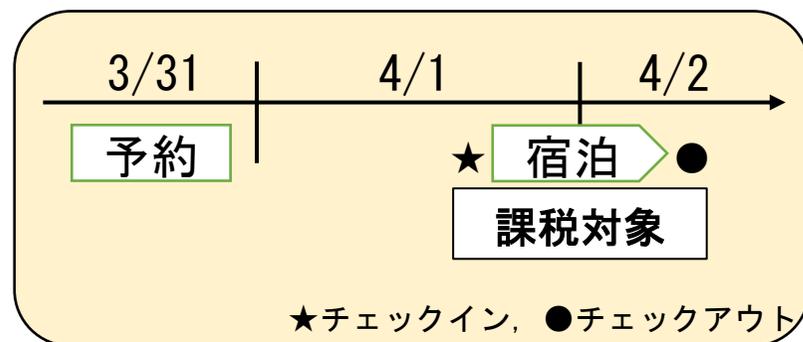
- ・ 宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。
- ・ 宿泊税は、令和8年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。令和8年4月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されることにご留意ください。

※令和8年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿泊には課税されません。

3/31から4/1にかけて行われる宿泊の場合



4/1よりも前に予約があった場合



2. 宿泊税の仕組み

(2) 課税客体・納税義務者（手引きP4）

① 宿泊

「宿泊」とは、「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
- 2 1以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

② 宿泊者

「宿泊者」とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

2. 宿泊税の仕組み

(3) 宿泊料金 (手引きP4)

「宿泊料金」とは、「食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額」をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none">・ 清掃代・ 寝衣代・ 寝具代・ サービス料・ 入浴代・ 奉仕料 等	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊に伴い提供される飲食，遊興に係る金額・ 会議室の使用，休憩およびこれに類する利用行為に係る金額・ 消費税，地方消費税，入湯税，宿泊税等の租税・ 自動車代，煙草代，電話代，クリーニング代，土産代等の立替金等・ 宿泊者が任意で支払った心付け，チップ，祝儀等の金額

(4) 税率 (手引きP4)

宿泊税の税率は，1人1泊の宿泊料金に応じて，次のとおりとなります。

宿泊料金 (1人1泊)	税率	内訳
2万円未満	200円	函館市税 100円，北海道税100円
2万円以上5万円未満	400円	函館市税 200円，北海道税200円
5万円以上10万円未満	1,000円	函館市税 500円，北海道税500円
10万円以上	2,500円	函館市税2,000円，北海道税500円

2. 宿泊税の仕組み

(5) 課税免除 (手引きP5~8)

課税免除の対象となる方や対象となる行事等は、次のとおりとなります。

対象となる方	下記の施設（以下「学校・保育所等」という。）に通う満3歳以上の幼児，児童，生徒または学生（以下「生徒等」という。）およびその引率者		
	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	小学校	中学校
	義務教育学校	高等学校	中等教育学校
	特別支援学校	高等専門学校	幼保連携型認定こども園
	保育所（保育所型認定こども園を含む）		
	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設または認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）		
対象となる行事等	①修学旅行その他学校行事等（P8）		
	②スポーツ大会または文化大会（P9）		

2. 宿泊税の仕組み

(5) 課税免除 (手引きP5~8)

《課税免除の対象・対象外の例》

対象となる行事等	対象	対象外
①修学旅行その他学校行事等	<ul style="list-style-type: none">・ 修学旅行その他学校行事等に参加している生徒等・ 生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者・ 心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等	<ul style="list-style-type: none">・ 旅行業者の添乗員, カメラマン等
②スポーツ大会 または文化大会	<ul style="list-style-type: none">・ 部員, 監督, コーチ, マネージャー, スコアラー等	<ul style="list-style-type: none">・ 応援のための生徒等 (部員以外), 応援のための保護者, 審判等

①修学旅行その他学校行事等の課税免除について

函館市および北海道では、修学旅行その他学校行事等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

【課税が免除となる修学旅行その他学校行事等】

修学旅行その他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

2. 宿泊税の仕組み

(5) 課税免除 (手引きP5~8)

②スポーツ大会または文化大会の課税免除について

函館市では、スポーツ大会または文化大会（以下「各種大会」という。）への参加に伴う宿泊のうち一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から函館市宿泊税を課税しないこととしています。

北海道宿泊税は課税されますのでご注意ください。

【課税が免除となる各種大会】

学校・保育所等の部活動等（※1）で、各種大会（※2）に参加する場合があります。

※1 次の全ての要件を満たす部活動等が対象となります。

- ・学校・保育所等の長が設立を承認した団体であること
- ・学校・保育所等の職員が顧問として置かれていること
- ・学校・保育所等が年度ごとに作成する当該学校・保育所等の長があらかじめ承認した教育（保育）活動に関する計画に基づき実施する活動であること
- ・学校・保育所等の職員が引率すること

※2 次の団体またはその加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む）が開催する各種大会が対象となります。

（公財）日本スポーツ協会，（公財）全国高等学校体育連盟，（公財）日本中学校体育連盟，
（公財）日本高等学校野球連盟，（公社）全国高等学校文化連盟，全国中学校文化連盟，
（一社）全日本吹奏楽連盟 等

2. 宿泊税の仕組み

(5) 課税免除 (手引きP5～8)

《課税免除の手続き》

学校・保育所等の長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください。

当該証明書については、見本の様式のほか、学校・保育所等が作成する任意の様式の場合でも、記載内容をご確認いただき、提出を受けてください。

※この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

【修学旅行等であることの証明書 (見本)】

修学旅行等であることの証明書	
宿泊日	令和 8 年 5 月 3 日～令和 8 年 5 月 5 日 (2)泊
活動の種類 (①～③のいずれかを選択してください。)	①<学校が実施する行事> ※全校または学年を単位として実施されるもの <input checked="" type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の行事名 () ②<保育所等の施設が実施する行事> ※施設全体または3月31日における年齢で区分した集団ごとを実施されるもの <input type="checkbox"/> 行事名 () ③<部活動等として参加する各種大会(スポーツ大会または文化大会)> <input type="checkbox"/> 大会名 ()
宿泊施設名称	函館ホテル
課税免除となる宿泊人数(※)	100人
備考	※ 課税免除となる宿泊人数には、修学旅行その他学校行事等または各種大会に参加している方および引率者を含みます。 引率者とは、生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマン等は該当しません。 上記の宿泊については、函館市宿泊税条例第4条に規定する、学校において行われる当該学校の教育活動または保育所等において行われる当該保育所等の行事であることを証明します。 令和 8 年 5 月 1 日
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
学校名または施設名	〇〇〇学校
学校・保育所等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園】 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設】 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条第1項に規定する保育所ならびに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設】
学校長名または施設長名	校長 〇〇 〇〇

押印は不要ですが、学校・保育所等の長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。
本証明書は、宿泊施設に提出してください。

3. 特別徴収義務者の登録等 (手引きP9～13)

令和8年4月1日時点ですでに経営している宿泊施設を含め、全ての宿泊施設の経営者の方に登録手続きをしていただくものです。

課税開始日（令和8年4月1日）時点で、すでに経営を開始している場合は、当該課税開始日の5日前までに、申請書を提出してください。

新たに宿泊施設の経営を開始する場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに、申請書を提出してください。

※手続きは、宿泊施設ごとに行ってください。

※添付書類、提出期限については手引きP13をご確認ください。

※手続きは、eLTAXからも可能とする予定です。

詳細については、後日ホームページでお知らせします。

※登録が済みましたら、「宿泊税特別徴収義務者登録通知書」を送付いたしますので、大切に保管してください。

【宿泊税特別徴収義務者登録申請書】

		宿泊税特別徴収義務者登録申請書			
特別徴収義務者	住所（所在地）	函館市〇〇町〇〇番〇〇号			
	フリガナ 氏名（名称）	カブシキカイシャ 函館	フリガナ 代表者の氏名	ハコダテ タロウ 代表取締役 函館 太郎	
	個人番号または法人番号 （右語で記載）	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
宿泊施設の営業の許可等	住所（所在地）	函館市〇〇町〇〇番〇〇号			
	フリガナ 氏名（名称） 〔法人にあつては 代表者の氏名〕	カブシキカイシャ 函館		ハコダテ タロウ 代表取締役 函館 太郎	
	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 民泊		許可等番号 〇〇〇〇〇 号	
宿 泊 施 設	所 在 地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号			
	フリガナ 名	ハコダテホテル 函館ホテル			
	概 要	床面積 300㎡	地上 10階 地下 2階	客室数 100室	収容人数 200名
	経営開始（予定） 年月日または 指定通知を受けた日	令和8年4月1日			
共 同 事 業 者	住所（所在地）				
	フリガナ 氏名（名称） 〔法人にあつては 代表者の氏名〕			代表者の氏名	
この登録申請に回答する者の 氏名および電話番号		株式会社函館 総務部総務課 函館 次郎 (電話番号 0138-00-0000)			
この登録申請に係る関係書類 の送付先		函館市〇〇町〇〇番〇〇号			
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 令和 8 年 2 月 1 日 申請者 氏名（名称） 株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎 函館市長 あて					
注意 1 次の書類を添付してください。 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたことを証する書類または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類の写し (2) 経営者が法人の場合には法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合には経営者の住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの） (3) 宿泊約款の写し等 (4) 経営を委託している場合には、経営委託契約書またはそれに類する書類の写し 2 この申請書は、宿泊施設ごとに作成してください。					

4. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入 (手引きP14～19)

① 申告納入期限

宿泊税の申告納入期限（納入申告書の提出と納入期限）は次のとおりです。特別徴収義務者は、申告納入期限までに、宿泊施設ごとに申告および納入を行ってください。

徴収すべき期間	申告納入期限（※）
3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

※土曜日、日曜日または祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日となります。

申告納入期限後に申告、納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

4. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入 (手引きP14~19)

② 宿泊税の申告

宿泊税納入申告書を申告納入期限までに提出してください。

特別徴収義務者欄, 宿泊施設欄のほか, 月ごとに各税率区分に該当する宿泊数や税額を記入してください。

課税免除の宿泊数についても記入してください。

※申告時には, 次ページの宿泊税月計表を併せて提出してください。

※宿泊税額が0円の場合も提出が必要です。
(この場合, 宿泊税月計表は提出不要です。)

※毎年3月頃を目途に, 1年分の宿泊税納入申告書を一括して送付いたします。

【宿泊税納入申告書】

令和 8 年 9 月 25 日

(宛先) 函館市長

宿泊税納入申告書

受付印	特別徴収義務者	住所(所在地)	函館市〇〇町〇〇番〇〇号		
		氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎		
		個人番号または法人番号(右語で記載)	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
	宿泊施設	所在地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号		
	名称	函館ホテル			
	指定番号	〇〇〇〇〇			

税目	宿泊年月	区分	宿泊数	税率	税額		
宿泊税	8年	一般	1人1泊2万円未満	200泊	200円	40,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	20泊	400円	8,000円	
			1人1泊5万円以上10万円未満	10泊	1,000円	10,000円	
			1人1泊10万円以上	5泊	2,500円	12,500円	
		各種大会	1人1泊2万円未満	100泊	100円	10,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	10泊	200円	2,000円	
			1人1泊5万円以上	0泊	500円	0円	
			課税免除(修学旅行その他学校行事)	100泊			
		小計			445泊		82,500円
		7月	一般	1人1泊2万円未満	200泊	200円	40,000円
				1人1泊2万円以上5万円未満	100泊	400円	40,000円
				1人1泊5万円以上10万円未満	20泊	1,000円	20,000円
	1人1泊10万円以上			5泊	2,500円	12,500円	
	各種大会		1人1泊2万円未満	100泊	100円	10,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	50泊	200円	10,000円	
			1人1泊5万円以上	10泊	500円	5,000円	
			課税免除(修学旅行その他学校行事)	150泊			
	小計			635泊		137,500円	
	8年		一般	1人1泊2万円未満	300泊	200円	60,000円
				1人1泊2万円以上5万円未満	100泊	400円	40,000円
				1人1泊5万円以上10万円未満	50泊	1,000円	50,000円
		1人1泊10万円以上		0泊	2,500円	0円	
		各種大会	1人1泊2万円未満	200泊	100円	20,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	50泊	200円	10,000円	
1人1泊5万円以上			0泊	500円	0円		
課税免除(修学旅行その他学校行事)			200泊				
小計			900泊		180,000円		
宿泊税合計			1,980泊		400,000円		

4. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入 (手引きP14~19)

② 宿泊税の申告

前ページの宿泊税納入申告書の提出時には、徴収すべき期間(3か月分)の宿泊税月計表も併せて提出をお願いいたします。

宿泊年月、特別徴収義務者、宿泊施設名欄のほか、各区分における日ごとの宿泊数を記入してください。

※宿泊がなかった月については、宿泊税月計表の提出は不要です。

※毎年3月頃を目途に、1年分の宿泊税月計表を一括して送付いたします。

【宿泊税月計表】

令和 8 年 9 月 25 日										
宿泊税月計表 (令和 8 年 6 月分)										
特別徴収義務者	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎							指定番号	〇〇〇〇	
宿泊施設名	函館ホテル									
区分	課税対象							課税対象外		総宿泊数
	一般				各種大会			修学旅行 その他 学校行事	その他	
日	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上	0	0	
(税率)	200	400	1,000	2,500	100	200	500	0	0	
1	10	5	0	0	0	0	0	0	0	15
2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
3	0	0	0	0	30	0	0	0	0	30
4	10	5	10	5	30	0	0	0	0	60
5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
9	5	0	0	0	40	10	0	0	0	55
10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
14	10	5	0	0	0	0	0	0	0	15
15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	15
16	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20
17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
19	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
21	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
22	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
23	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
24	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
26	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
27	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
28	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(泊)	200	20	10	5	100	10	0	0	0	345

4. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入 (手引きP14~19)

③ 宿泊税の納入

納入すべき宿泊税は、申告納入期限までに宿泊税納入書により納入してください。なお、徴収すべき期間（3か月分）の合計額を記入して、納入してください。**1か月分につき1枚ではありませんのでご注意ください。**

納入は函館市指定金融機関、収納代理金融機関、北海道内のゆうちょ銀行または郵便局、函館市役所会計課、税務室納税担当、各支所で行ってください。

※毎年3月頃を目途に、1年分の宿泊税納入書を一括して送付いたします。

※北海道外で納入される場合は、eLTAXで申告納入いただけるほか、全国のゆうちょ銀行または郵便局でご利用いただける納入書を別途送付することも可能です。

【宿泊税納入書】

北海道函館市		宿 泊 税		納入通知書および領収証書 (公)								
市区町村コード	科目コード											
01205	34											
口 座 番 号		加 入 者 名										
02660-8-960015		函 館 市 会 計 管 理 者										
特別徴収義務者												
住 所 (所在地)		函館市〇〇町〇〇番〇〇号										
氏 名 (名称)		株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎										
宿泊施設名		函館ホテル										
指 定 番 号		〇〇〇〇										
徴 収 期 間				区 分								
令和 8 年 6 月分から 令和 8 年 8 月分まで				<input checked="" type="radio"/> 01 申告 <input type="radio"/> 02 更正 <input type="radio"/> 03 決定								
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
宿 泊 税	税 額							1	0	0	0	0
	延 滞 金											
合 計 額								¥	1	0	0	0
納 期 限	令和 8 年 9 月 30 日		領 収 日 付 印									
上記のとおり納入してください。												
函館市長 (納入者保管)												

4. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入 (手引きP14~19)

④申告納入の手続き

申告納入の手続きでは、下記の書類により申告および納入を行ってください。

一度の申告納入でご用意いただくもの

宿泊税
納入申告書
〔3か月分を
1枚に記載〕

宿泊税
月計表
(各月)

宿泊税
納入書
〔3か月分を
1枚に記載〕

【例】 6月30日期限の申告納入であれば、3月～5月宿泊分の内容を記載し、申告および納入を行ってください。

4. 宿泊税の申告納入

(2) 更正の請求 (手引きP21)

① 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

② 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。

③ 請求の手続き

更正の請求の手続きは、宿泊税更正請求書に理由を明記のうえ、函館市財務部税務室 市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

4. 宿泊税の申告納入

(3) eTAXによる電子申告・納入 (手引きP21～22)

eTAX (エルタックス) とは, 「地方税共同機構」が開発・運営する地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

宿泊税についても, eTAXから電子申告・納入することが可能です。

①電子申告について

電子申告は, eTAX対応ソフトウェアであるPCdeskNextを利用して行う必要があります。具体的な操作方法については, PCdeskNext特設ページをご覧ください。

②電子納入について

電子納入は, 電子申告後, eTAX対応ソフトウェアであるPCdeskを利用して行う必要があります。

なお, PCdeskから, ダイレクト納付, インターネットバンキング, ATM, クレジットカードを利用した電子納入が可能です。

③利用届出について

eTAXから電子申告・納入を行うためには, PCdeskから利用届出を行ったうえ, 「利用者ID」を取得する必要があります。

5. 適正な申告納入のために

(1) 帳簿等の記載・保存（手引きP23）

函館市宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を次のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内、保存しておく必要があります。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税の課税対象となる宿泊者数ならびに宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税額が記載されているもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

帳簿保存期間：申告納入に係る期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

書類保存期間：申告納入に係る期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

※一定の要件を満たす場合、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

5. 適正な申告納入のために

(2) 調査 (手引きP23)

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、函館市の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

(3) 更正・決定 (手引きP24)

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書」により、納入すべき税額および納入期限を通知しますので、添付する「納入書」により期限までに納入してください。

5. 適正な申告納入のために

(4) 加算金 (手引きP24)

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合
過少申告 加算金	提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき		更正による不足税額の 10%
不申告 加算金	① 期限後に納入申告書の提出があったとき		申告税額の15%
	② 納入申告書の提出がないために決定があったとき		決定税額の15%
	③ ①, ②の場合について、更正があったとき		更正による不足税額の 15%
	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき		申告税額の5%
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告または不申告であったとき	① 過少申告加算金に関するもの	過少申告加算金 10%に代えて35%
		② 不申告加算金に関するもの	不申告加算金 15%に代えて40%

※決定または不足税額が一定の金額を超える場合は、上記にさらに加算される場合があります。詳細は手引きP24をご確認ください。

5. 適正な申告納入のために

(5) 延滞金 (手引きP25)

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

①納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6% (納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算します。

②更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6% (更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額となります。

6. その他

(1) 領収書等への表示 (手引きP27)

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。
税の名称表示は、次の表記で統一してください。

日本語表記：『宿泊税』

英語表記：『Accommodation Tax』

〈領収書への記載例〉

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円
令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙		受領印

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
上記のほか、宿泊税額を200円領収しました。 令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙		受領印

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,200円
	合計	11,200円
上記金額には、消費税等1,000円、宿泊税額 200円が含まれています。 令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙		受領印

6. その他

(2) 宿泊税特別徴収義務者交付金（手引きP28）

宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、宿泊税の申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者に対し、令和9年度以降、毎年度、交付金を交付します。

項目	内容
算定対象	前年度に申告納入していただいた宿泊税（4月～翌年3月申告納入分）のうち、申告納入期限までに申告納入した宿泊税額
交付金の額	函館市宿泊税の5.0%（令和13年度交付分までは6.0%）

※交付要件、交付時期、交付手続き等については、詳細が決定次第、ホームページ等にてお知らせします。

6. その他

(3) 宿泊税と入湯税を併せて申告納入される場合について (手引きP29)

宿泊税と入湯税を併せて申告納入される事業者については、宿泊税と入湯税を併せて申告納入するための様式を作成しておりますので、利用される場合、函館市のホームページからダウンロードしてください。(令和8年4月利用分から)

※様式については、制度開始前であることから、変更になる可能性があります。

【入湯税および宿泊税納入申告書】

特別徴収義務者		住所(所在地)					
名称(名称)・代表者の氏名		所在地					
〒		所在地					
宿泊(入湯)施設		名称					
指定番号		指定番号					
税目	入湯年月	区分	入湯人数	税率	税額		
入湯税	年	入湯客(宿泊)	人	100円	円		
		入湯客(日帰り)	人	100円	円		
		湯治客等	人	50円	円		
		小計					
	月	課税免除	人				
		入湯客(宿泊)	人	100円	円		
		入湯客(日帰り)	人	100円	円		
		湯治客等	人	50円	円		
	年	入湯客(宿泊)	人	100円	円		
		入湯客(日帰り)	人	100円	円		
		湯治客等	人	50円	円		
		小計					
月	課税免除	人					
	入湯客(宿泊)	人	100円	円			
	入湯客(日帰り)	人	100円	円			
	湯治客等	人	50円	円			
年	入湯客(宿泊)	人	100円	円			
	入湯客(日帰り)	人	100円	円			
	湯治客等	人	50円	円			
	小計						
月	課税免除	人					
	入湯客(宿泊)	人	100円	円			
	入湯客(日帰り)	人	100円	円			
	湯治客等	人	50円	円			
入湯税合計			人				
税目	宿泊年月	区分	宿泊人数	税率	税額		
宿泊税	年	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円	
		一般	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円	
		一般	1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円	
		一般	1人1泊10万円以上	泊	2,500円	円	
		各種大会	1人1泊2万円未満	泊	100円	円	
		各種大会	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円	
		各種大会	1人1泊5万円以上	泊	500円	円	
		小計					
		課税免除(修学旅行等)	泊				
		一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円	
		一般	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円	
		一般	1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円	
	一般	1人1泊10万円以上	泊	2,500円	円		
	各種大会	1人1泊2万円未満	泊	100円	円		
	各種大会	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円		
	各種大会	1人1泊5万円以上	泊	500円	円		
	小計						
	課税免除(修学旅行等)	泊					
	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円		
	一般	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円		
	一般	1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円		
	一般	1人1泊10万円以上	泊	2,500円	円		
	各種大会	1人1泊2万円未満	泊	100円	円		
	各種大会	1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円		
各種大会	1人1泊5万円以上	泊	500円	円			
小計							
課税免除(修学旅行等)	泊						
宿泊税合計			泊				

【入湯税および宿泊税月計表】

特別徴収義務者		住所(所在地)																		
名称(名称)・代表者の氏名		所在地																		
〒		所在地																		
宿泊(入湯)施設名		名称																		
指定番号		指定番号																		
区分	入湯税										宿泊税									
	宿泊					日帰り					課税対象					課税対象外				
日	一般		修学旅行等		各種大会		修学旅行等		各種大会		修学旅行等		各種大会		修学旅行等		各種大会			
	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額		
(税率)	100	(非)	(非)	(非)	50	100	(非)	200	400	1,000	2,500	100	200	500	0	0	0	0		
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【入湯税および宿泊税納入書】

北海道函館市		入湯税および宿泊税																		
市区町村コード	科目コード	納入通知書および領収証書 (公)																		
01205	35																			
口座番号		加入者名																		
02660-8-960015		函館市会計管理者																		
特別徴収義務者																				
住所(所在地)																				
氏名(名称)																				
宿泊施設名等																				
指定番号																				
徴収期間		区分																		
年 月分		01 申告																		
年 月分		02 更正																		
		03 決定																		
		百十億千百十万千百十円																		
入湯税・宿泊税	税額																			
	延滞金																			
合計額																				
納期限	年 月 日		領収日付印																	
上記のとおり納入してください。																				
函館市長 (納入者保管)																				

6. その他

(4) 入湯税に係る変更点等について

ア. 税率・課税免除について

入湯税の税率および課税免除については、次のとおり変更となります。

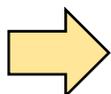
区分	現在	令和8年4月～
一般客	150円	100円
修学旅行その他学校行事等および各種大会※	70円	免除
ユースホテルを利用する会員・湯治	70円	50円
年齢15歳未満の者	免除	免除

※課税免除の対象は宿泊税と同様です。P7～9を参照してください。

イ. 申告納入期限について

納税義務者から徴収した入湯税については、これまで翌月15日までに申告納入していただいておりますが、令和8年4月利用分から次のとおり変更となります。

徴収すべき期間	申告納入期限
3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日



令和8年3月利用分は令和8年4月15日までに申告納入し、
令和8年4月～5月利用分は6月30日までに申告納入してください。

6. その他

(5) 函館市宿泊税システム整備費補助金

宿泊税導入に伴い特別徴収義務者となる市内の宿泊施設の事業者の事務負担の軽減を図ることなどを目的として、既存のレジシステムの改修または新たなレジシステムの構築等に係る経費の一部を補助するため函館市宿泊税システム整備費補助金を創設いたしました。

項目	内容
申請期間	令和7年8月6日（水）～令和7年12月26日（金）（※当日消印有効）
実績報告	補助事業の完了後、30日以内または令和8年2月20日（金）（※当日必着）までのうち、いずれか早い日まで
補助対象者	次の要件をすべて満たしている宿泊事業者が対象です。 <ul style="list-style-type: none">・函館市内の宿泊施設で旅館業または住宅宿泊事業を営んでいること。・函館市の市税を滞納していないこと。・会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続または更生手続を行っている者でないこと。・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。 ※補助金の交付を受ける方は、特別徴収義務者としての登録をしていただくこととなります。
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	50万円（1宿泊施設あたり）

6. その他

(6) 今後のスケジュール ※現時点での予定となります。

区分		令和7年度							令和8年度				
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
宿泊税特別徴収義務者登録申請				登録申請受付									
宿泊税の徴収											●課税開始 徴収	徴収	
申告納入								●申告書等 一式送付				●申告 ●納入	
宿泊税システム 整備費補助金	交付申請	申請受付			●12/26締切								
	実績報告	報告受付					●2/20締切						